

愛知産業大学・愛知産業大学短期大学ガバナンス・コードの遵守状況報告書

点検基準日：令和5年5月1日

遵守項目	判定	遵守状況
第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重		
1-1 建学の精神・理念	○	(1) 建学の精神 「豊かな知性と誠実な心を持ち 社会に貢献できる人材を育成する」
	○	(2) 建学の精神に基づく人材像 建学の精神に基づく人物像は、ホームページや大学案内等に記載し広く周知している。
1-2 教育と研究の目的 (私立大学の使命)	○	(1) 建学の精神・理念に基づく教育目的等 建学の精神・理念に基づく使命・目的を学則に定め、人材育成に努めている。
	○	(2) 中期的（原則として5年以上）な計画の策定と実現に必要な取組みについて 令和4年度に学校法人愛知産業大学第三次中期計画（令和5年度から令和9年度）を策定し、令和5年度より、各年度の事業計画を策定し中期計画の実現に努めている。
	○	(3) 私立大学の社会的責任等 教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図ると同時に、各種ステークホルダーや多様性にも配慮し、私立大学としての社会的責任を果たすよう努めている。
第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）		
2-1 理事会	○	(1) 理事会の役割 学校法人愛知産業大学寄附行為の定めるところにより、理事会はその役割を果たしている。
2-2 理事	○	(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化 理事の責務に関しては、学校法人愛知産業大学寄附行為に規定し、明確化している。
	○	(2) 学内理事の役割 学内理事は、教育・研究、経営面について担当を定め、適切に業務を遂行している。
	○	(3) 外部理事の役割 複数名の外部理事を選任している。理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に寄与している。
	○	(4) 理事への研修機会の提供と充実 外部理事を含むすべての理事に対し、文部科学省や私立大学関連団体等が行う研修（オンデマンドを含む）へ出席する機会を提供している。
2-3 監事	○	(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について 学校法人愛知産業大学寄附行為に監事の責務について規定し、監事は、理事会及び評議員会に出席し、必要に応じて意見を述べている。
	○	(2) 監事を選任 学校法人愛知産業大学寄附行為の定めるところにより、適切に選任している。
	○	(3) 監事監査基準 学校法人愛知産業大学監事監査規程を定め、監査機能の強化を図るとともに、監事は監査計画に従い監査を実施し、その結果は理事会及び評議員会へ報告している。
	○	(4) 監事業務を支援するための体制整備 監事、公認会計士、内部監査室による監査結果について意見交換をする場を設けるほか、監事へ研修機会を提供するなど、監事をサポートする体制を整えている。
2-4 評議員会	○	(1) 諮問機関としての役割 理事長が予め評議員会の意見を聞く事項について、学校法人愛知産業大学寄附行為に規定し、諮問機関としての役割を明確にしている。
	○	(2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。 評議員会開催の1週間前に開催通知とともに会議資料を送付し、不明な点について

愛知産業大学・愛知産業大学短期大学ガバナンス・コードの遵守状況報告書

		はあらかじめ補足説明を行うなど、評議員から意見を引き出すための議事運営に努めている。
	○	(3) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。 学校法人愛知産業大学寄附行為に規定し、遵守している。
	○	(4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議を行う。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。 学校法人愛知産業大学寄附行為に規定し、遵守している。
2-5 評議員	○	(1) 評議員の選任 学校法人愛知産業大学寄附行為の定めるところにより、評議員会・理事会で選任している。
	○	(2) 評議員への研修機会の提供と充実 すべての評議員に対し、文部科学省や私立大学関連団体等が行う研修（オンデマンドを含む）へ出席する機会を提供している。
第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）		
3-1 学長	○	(1) 学長の責務（役割・職務範囲） 学長は、大学学則第1条及び短期大学学則第1条に掲げる目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、教学運営を統括し、所属教職員を統督している。
	○	(2) 学長補佐体制（副学長・学部長等の役割） 副学長及び学部長の役割は、大学学則、短期大学学則及び学校法人愛知産業大学組織規程に規定している。
3-2 教授会	○	(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係） 教授会の役割は大学学則及び短期大学学則に規定し、教授会は学長が規定の事項を決定するに当たり意見を述べている。
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）		
4-1 学生に対して	○	(1) 3つの方針（ポリシー）を始めとする各種方針の策定 学部・学科、研究科・専攻、通信教育部及び短期大学の3つの方針（ポリシー）を定め、公表している。また、自己点検・評価を実施し、その結果を公表している。
4-2 教職員等に対して	○	(1) 教職協働 各種委員会等の構成員に事務職員が加わるなど、教職協働体制を整えている。
	○	(2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD 毎年度、FD研修会及びSD研修会を開催し、教員の教授能力の向上及び教職員の専門性と資質の向上に努めている。
4-3 社会に対して	○	(1) 認証評価及び自己点検・評価 大学は、令和2年度に公益財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審し、「大学評価基準に適合している」と認定された。短期大学は、平成29年度に一般財団法人大学・短期大学基準協会による機関別認証評価を受審し、「短期大学評価基準に適合している」と認定された。また、毎年度、本学独自の自己点検・評価を実施し、その結果を公表している。
	○	(2) 社会貢献・地域連携 地域共同教育研究センターが中心となり、地域社会との連携を組織的かつ積極的に行っている。
4-4 危機管理及び法令遵守	○	(1) 危機管理のための体制整備 大規模災害に対応するためのマニュアルを作成し、ハラスメント及び公的研究費不正使用に関しては規程を作成している。
	○	(2) 法令遵守のための体制整備 公益通報者保護に関する規程を作成し、法令遵守の体制を整えている。

第 5 章 透明性の確保（情報公開）		
5 - 1 情報公開の充実	○	（１）法令上の情報公開 私立学校法、学校教育法施行規則第 172 条第 2 項に定める事項は適切に公開している。
	○	（２）自主的な情報公開 法律上公開が定められていない情報についても、積極的に最大限公開をしている。
	○	（３）情報公開の工夫等 ホームページへの掲載に加え、入学案内等の媒体を利用して情報公開をしている。